

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度委員会規程

(平成10年9月11日制定)
 (平成24年12月21日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成30年4月27日改正)
 (平成31年3月1日改正)
 (令和2年10月30日改正)
 (令和5年4月28日改正)
 (令和6年3月15日改正)

(設置)

第1条 本会に定款第4条の規定に基づき、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程において「検査士」とは、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士をいう。
 この規程において「指導検査士」とは、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士をいう。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、委員長1名・副委員長2名及び委員をもって組織する。
 2 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として2期を限度とする。
 第4条 委員長は、理事の中から理事長が委嘱する。
 第5条 委員長は、本委員会を統括する。
 第6条 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
 第7条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(業務)

第8条 本委員会は、検査士制度に関する次の各号に掲げる業務を行う。
 一 検査士及び指導検査士認定試験受験資格の審査
 二 検査士及び指導検査士としての適否の判断
 三 検査士及び指導検査士の資格更新、喪失及び取消しの審査
 第9条 本委員会は、理事長に検査士認定証及び指導検査士認定証の交付を上申する。
 第10条 本委員会の決定事項は、必要に応じてウェブサイト等に公示し、会員に通知する。
 (指導検査士委員)
 第11条 指導検査士認定試験実施のために認定領域ごとの委員を置く。認定領域は指導検査士制度規則に別に定める。
 2 認定領域ごとの委員の中に領域責任者を置く。
 3 領域責任者は結果を本委員会に報告する。
 4 指導検査士委員は、担当領域における認定試験の問題作成業務、その他試験実施に必要な業務に従事し、試験の実施及び合否の判定を行う。
 5 指導検査士委員は、氏名を公開しない。
 6 指導検査士委員の任期は、当該試験の業務が終了するまでの期間とする。
 7 指導検査士委員は、本委員会委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(試験委員)

第12条 本委員会に、試験委員を置く。
 2 試験委員は、担当領域における認定試験の問題作成業務その他試験実施に必要な業務に従事する。
 3 試験委員は、氏名を公開しない。
 4 試験委員の任期は、当該試験の業務が終了するまでの期間とする。
 5 試験委員は、本委員会委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和5年4月28日から施行する。

附 則
この規程の改正は、令和6年3月15日から施行する。